

令和元年 第2回

とちぎ広域消防事務組合議会（臨時会）

会 議 録

令和元年5月30日 開会

令和元年5月30日 閉会

とちぎ広域消防事務組合議会

議事日程

第1		会議録署名議員の指名について
第2	選挙執行(1)	議長選挙について
第3	選挙執行(2)	副議長選挙について
第4		議席の指定について
第5		会期の決定について
第6	議案第9号	とちぎ広域消防事務組合火災予防条例の一部改正について
第7	議案第10号	工事請負契約締結について（帯広消防署柏林台出張所整備事業建築主体工事）
第8	議案第11号	財産取得について（救助工作車Ⅱ型）
	議案第12号	財産取得について（救助工作車Ⅱ型）
	議案第13号	財産取得について（災害対応特殊救急自動車）
第9	議案第14号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
	議案第15号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
	議案第16号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
第10	議案第17号	とちぎ広域消防事務組合監査委員の選任について
第11	議案第18号	とちぎ広域消防事務組合公平委員会委員の選任について

会議に付した事件 議事日程に同じ

出席議員（37名）

1番 山川 秀正. 2番 山本 忠淑. 3番 高瀬 博文. 4番 秋間 紘一.
5番 杉山 幸昭. 6番 吉田 稔. 7番 湯浅 佳春. 8番 桜井 崇裕.
9番 加来 良明. 10番 常通 直人. 11番 早苗 豊. 12番 中井 康雄.
13番 高木 修一. 14番 安田 清之. 15番 浜頭 勝. 16番 堀田 成郎.
17番 谷口 和弥. 19番 寺林 俊幸. 20番 窪田 豊満. 21番 丹羽 泰彦.
22番 藤田 博規. 23番 藤田 直美. 24番 高橋 利勝. 25番 井脇 昌美.
26番 吉田 敏男. 27番 本田 学. 28番 田村 寛邦. 29番 菊地 ルツ.
30番 鈴木 仁志. 31番 清水 隆吉. 32番 今野 祐子. 33番 小椋 則幸.
34番 大和田三朗. 35番 木幡 裕之. 36番 佐々木勇一. 37番 杉野 智美.
38番 有城 正憲.

欠席議員（1名）

18番 中橋 友子.

出席説明員

組合長 米沢 則寿.
副組合長 小野 信次. 竹中 貢. 喜井 知己. 浜田 正利. 阿部 一男.
手島 旭. 西山 猛. 酒森 正人. 村瀬 優. 飯田 晴義.
勝井 勝丸. 宮口 孝. 高橋 正夫. 水澤 一廣. 田中 敬二.
代表監査委員 林 伸英.
消防局長 上田 勇治. 消防局次長 大石 健二. 消防局次長 広川 浩嗣.
消防局総務課長 長谷川耕三. 消防局消防救助課長 宮野 裕範.
消防局救急企画課長 山本 秀雄. 消防局情報指令課長 新保 勝夫.
消防局予防課長 小野 修一. 消防局総務課長補佐 山田 典崇.
会計管理者 千葉 仁.
監査委員事務局長 都鳥 真之. 監査委員事務局次長 菊地 淳.

出席事務局職員

事務局長 山上 俊司. 書記 滝沢 仁. 書記 澤口 智邦.
書記 西端 大輔. 書記 小原 啓佑. 書記 鈴木 竜馬.
書記 高橋 均. 書記 蓑島 優貴.

○ 山本 忠淑 臨時議長

ただいまから、令和元年第2回とちち広域消防事務組合議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

ここで、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

この度、新たに選出されました議員にかかる仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、事務局長に本日の議事日程などについて報告をさせます。

○ 山上 俊司 議会事務局長

報告いたします。

本日の出席議員は、37人であります。

欠席の届出は、18番中橋友子議員からございました。

次に、今期臨時会につきましては、組合長から去る5月23日付をもって、招集告示した旨の通知がありましたので、ただちに各議員あて通知いたしております。

また、同日付をもって組合長及び監査委員に対して、説明員の出席要求をいたしております。

次に、議案の配付について申し上げます。

今期臨時会に付議事件として受理しておりますとちち広域消防事務組合火災予防条例の一部改正についてほか9件につきましては、5月23日付をもって各議員あて送付いたしております。

最後に、本日の議事日程でありますがお手元に配付の議事日程表第1号によりご了承いただきたいと思います。

報告は以上であります。

○ 山本 忠淑 臨時議長

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、25番井脇昌美議員及び26番吉田敏男議員を指名いたします。

○ 山本 忠淑 臨時議長

日程第2

これより、議長の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選することとし、私から指名いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 山本 忠淑 臨時議長

ご異議なしと認めますので、私から、議長に有城正憲議員を指名いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 山本 忠淑 臨時議長

ご異議なしと認めますので、有城正憲議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました有城正憲議員が議場におられますので、本席から、とちぎ広域消防事務組合議会運営に関する規則に基づき、準用する帯広市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

ここで、議長に当選されました有城正憲議員をご紹介申し上げます。

有城正憲議員、登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

○ 有城 正憲 議長

ただいま、本組合議会の議長に選任されました有城正憲でございます。

この上なく光栄に存じますとともに、その責任の重大さに大変身の引き締まる思いでございます。

住民の安全・安心を守ることを常に念頭に置き、今後の議会運営に当たりましては、皆様方のご指導をいただきながら、この大役を果たす所存でありますので、皆様方のご協力を心からお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 山本 忠淑 臨時議長

有城正憲議長、議長席にお着きください。

これで、臨時議長の務めを終了させていただきます。ありがとうございます。

○ 有城 正憲 議長 日程第3

これより、副議長の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選することとし、私から指名いたしたいと思いを。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 有城 正憲 議長 　　ご異議なしと認めますので、私から、副議長に吉田敏男議員を指名いたしたいと思いを。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 有城 正憲 議長 　　ご異議なしと認めますので、吉田敏男議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました吉田敏男議員が議場におられますので、本席から、とかち広域消防事務組合議会運営に関する規則に基づき、準用する帯広市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

ここで、副議長に当選されました吉田敏男議員をご紹介します。

吉田敏男議員、ご挨拶を願います。

○ 吉田 敏男 副議長 　　ただいま、本組合議会の副議長に選任されました吉田敏男でございます。

誠に身に余る光栄であり、心から厚くお礼を申し上げます。

誠心誠意、職責を全うし、議長とともに円滑な議会運営に努力いたす所存でありますので、今後ともよろしくお願

い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

- 有城 正憲 議長 日程第4
議席の指定を行います。
本件は、組合同規約第5条及び第6条の規定により、新たに選出されました議員にかかるものであります。
議員の議席は、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。
-

- 有城 正憲 議長 日程第5
会期の決定についてを議題といたします。
おはかりいたします。
今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思
います。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長 ご異議なしと認めますので、そのように決定いたしま
した。
-

- 有城 正憲 議長 日程第6
議案第9号、とまち広域消防事務組合火災予防条例の一
部改正についてを議題といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。
-

- 米沢 則寿 組合長 議案第9号、とまち広域消防事務組合火災予防条例の一
部改正につきましてご説明いたします。
本案は、工業標準化法及び住宅用防災機器の設置及び維
持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改
正に伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除に関する要件
に、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置に関する規
定を追加するほか、所要の整備をするものであります。
よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
-

- 有城 正憲 議長 これから、質疑を行います。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 有城 正憲 議長 別になければ、質疑を終わります。
これから、討論を行います。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 有城 正憲 議長 別になければ、討論を終わります。
これから、採決を行います。
おはかりいたします。
議案第9号については、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 有城 正憲 議長 ご異議なしと認めますので、議案第9号は原案のとおり
可決されました。
-

- 有城 正憲 議長 日程第7
議案第10号、工事請負契約締結についてを議題といたし
ます。
ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。
-

- 米沢 則寿 組合長 議案第10号、工事請負契約締結につきましてご説明いた
します。
本案は、帯広消防署柏林台出張所整備事業建築主体工事
について、ネクサス・藤原・岡田・北のハウス特定建設工
事共同企業体と4億5,100万円で契約を締結しようとするも
のであります。
なお、工期につきましては、令和2年6月26日までとす
る予定であります。
よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
-

- 有城 正憲 議長 これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長 別になければ、質疑を終わります。
これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長 別になければ、討論を終わります。
これから、採決を行います。
おはかりいたします。
議案第10号については、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長 ご異議なしと認めますので、議案第10号は原案のとおり
可決されました。

-
- 有城 正憲 議長 日程第8
議案第11号、財産取得についてはほか2件を一括して議題
といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。

-
- 米沢 則寿 組合長 議案第11号から議案第13号までの各案件につきまして、
一括してご説明いたします。
これらの案件につきましては、消防署の車両更新に伴う
財産の取得に関するものであります。音更消防署に配置す
る救助工作車Ⅱ型を金額1億1,968万円で、芽室消防署に配
置する救助工作車Ⅱ型を金額9,812万円で、大樹消防署に配
置する災害対応特殊救急自動車を金額4,312万円で、それぞ
れ株式会社北海道モリタから取得するものであります。
以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

-
- 有城 正憲 議長 これから一括して質疑を行います。
1 番山川秀正議員。
-

○ 1番 山川 秀正 議員

それでは質疑をさせていただきたいと思います。

まず1点目といたしまして、議案第11号と12号の救助工作車Ⅱ型取得について、車両の仕様等を見てもほとんど違いはなく、積載物の内容についてもほぼ一致しているという中で、取得価格に約2,000万円という大変大きな隔たりがあるんですけれども、この点について説明をお願いしたいと思います。何が違うことにより2,000万円の金額差が生じたのかというのが1点目でございます。

2点目といたしまして、現在全国的にも消防車両の過積載問題が発生しておりまして、そういった点で取得車両の仕様を見ますと、車両総重量12,000キログラム以下と記載されており、議案11号と12号で共通しているんですけれども、当然納車時の車検の時には車両総重量を量るのだろうと私は率直に思っております。そこで、消防車両本体の重量と積載物の重量を合わせて車両総重量12,000キログラム以下であるという理解でよろしいのか。それから納車時の車両総重量の確認ですよ。とかち広域消防として自賄い方式とはいえ、そういった確認作業はどのように行われているのか。この2点について質問をさせていただきたいと思います。

○ 有城 正憲 議長 山田典崇消防局総務課長補佐。

○ 山田 典崇 消防局総務課長補佐

まず私の方から、質問中の2台の救助工作車の価格の違いについてご説明させていただきたいと思います。

今回の救助工作車の更新に当たりましては、主に車両に搭載又は付属として購入する資機材等の種類や型式の違いなどにより、価格に違いが生じているものであります。

同一車種の更新でも、配備する消防署によっては、沿岸部、山岳部、自動車専用道路の有無など、地域性によって配備する資機材が異なる場合もございますし、これまでの活動実績から、使い慣れたメーカーあるいは型式など、それぞれ違いがあるほか、車両と資機材の更新時期が異なりまして、既存の資機材の載せ替えで対応できる場合もありまして、消防署によって仕様が違ふと。これが価格の違いに表れているものということでございます。

説明は以上でございます。

○ 有城 正憲 議長 宮野裕範消防局消防救助課長。

○ 宮野 裕範 消防局消防救助課長

車両総重量に関するご質問でございますが、車両総重量は車両の本体及び積載資機材等によります車両重量に乗車定員を足したものとなっております。

車両総重量に関しましては、艤装メーカーと十分協議の上、車検証に記載の車両総重量内に収まるように調整をしていくということになっております。

以上でございます。

○ 有城 正憲 議長 1 番山川秀正議員。

○ 1 番 山川 秀正 議員

まず1点目の説明なんですけれども、一般論としてわかりますけれども、この2台を比較して、どこがどう違うのかという説明を私はお願いしたいという質問でございましたので、ぜひよろしくお願ひします。車両の大きさはほとんど変わらないわけですよ。高さも幅も長さも。そういった中で架装の状態がこうだとか、色んな部分で具体論としては把握されているのか。それこそ自賄い方式という状況の中でそれぞれの町村に、何と言いますかお任せをしているのか、とかち広域消防として実態を把握しているのであれば、ぜひ具体的な答弁をお願いしたいと思います。

それから2点目なんですけれども、これも一般論なんですけれども、4月に北海道新聞等々の中で色々報道もされていて、例えば札幌市消防ですとか、函館市の消防あたりは納車時の1回目の車検の時に、車両総重量をきちんと量って確認作業を行っているんですよ事実として。そういう報道もされているんですけれども、このとかち広域ではそういう確認は行っていないのかどうなのか、この点についてはいかがでしょうか。

○ 有城 正憲 議長 長谷川耕三消防局総務課長。

○ 長谷川耕三 消防局総務課長

私の方からは救助工作車の違いというところで、ご説明させていただきます。

先程も説明させていただきましたが、配備する消防署によりまして、地域性により資機材等が異なるということが現状でございます。大まかなところの違いと言いますと、シャシ・艀装については、400万円程度の違いがあるとお聞きしております。資機材については、既存の救助資機材の載せ替え等で芽室と音更で違いがあるということをそれぞれの入札状況からお聞きしてございます。

私からは以上でございます。

○ 有城 正憲 議長 宮野裕範消防局消防救助課長。

○ 宮野 裕範 消防局消防救助課長

車両総重量の確認でございますけれども、車両総重量に関しましては、納車時の車検の際に、先程ご説明したような、車両重量ですとか乗車定員等を加算しました数値を運輸支局の方に提出いたしまして、確認いただいておりますので、確認に関しましては、艀装メーカー、今回で言いますと落札業者と協議をしまして、審査に当たるという形になってございます。

説明は以上でございます。

○ 有城 正憲 議長 本会議の質疑は3回となっております。山川議員の3回目の質問を認めます。

1番山川秀正議員。

○ 1番 山川 秀正 議員

今の説明によりまして、シャシの部分で400万円と、あとの1,600万円については積んでいる機材、積み替えも含めてということで、具体的に把握されているのかどうか今の答弁を聞いていても中々理解しきれないんですけれども、積

進めるということは非常に重要な提案であるというふうに思っております。

住民の安心・安全というところで、今1つ注目されていますのは、消防自動車の過積載問題というもので、発端は2018年10月の京都市消防局の消防自動車が車検証で規定されている総重量を上回る積載を行い、道路運送車両法に違反していた疑いがあったという事案があり、その後新聞報道でも、道内19消防で過積載計385台と新聞報道が行われております。そこでお伺いをいたしますが、とかち広域消防局における過積載の現状はどのようになっているのでしょうか。十勝圏には常備消防161台と非常備消防154台の計315台があるというふうに認識をしておりますが、この現状についてはいかがでしょうか。

また、この新聞報道を受け、どのように対応されたのかをお伺いいたします。

○ 有城 正憲 議長 宮野裕範消防局消防救助課長。

○ 宮野 裕範 消防局消防救助課長

報道されました消防車両の過積載につきましては、本来車両重量に含まれますホースや梯子などの資機材を、車両総重量に含まれない手荷物と誤認していたことなどによりまして、車検証に記載の車両重量を超えたものです。消防車両の車両総重量は、先程もご説明いたしました。が、車両本体及び積載資機材等により車両重量と、水槽の消火用水や化学車の薬液槽内の消火薬剤の容量分により最大積載量に乗車定員を足したものとなります。

また、スペアタイヤや工具、個人装備品などは手荷物に該当しますので重量には含まれず、車両重量の100キログラム以内の誤差は許容範囲となっております。

当局におきましては、納車時から大きな資機材の入れ替えがないものは問題ないと認識してございますが、納車時の積載資機材や積載水量の適正管理に努めるよう指示しているところでございます。

以上でございます。

○ 有城 正憲 議長 37番杉野智美議員。

○ 37番 杉野 智美 議員

過積載がどのような現状なのかということでお伺いをいたしました。過積載といいますが、言うまでもありませんが、トラックやトレーラーなどによる重大な事故が起きていること、道路の損傷も指摘されているところですが、横転の危険やブレーキの利きなど、大変重大な安全に関わる問題だというふうに思っております。道路交通法第57条によって過積載の内容が規定されているわけですが、私は隊員の安全、そして住民の安全を守るためにも、この過積載という問題は非常に重要な問題でないかという認識もあり、それぞれ多くの消防で具体的な調査も行われているというふうに認識をしているところですが、過積載について、改めて認識をお伺いしたいと思います。

2点目に、対策についても今答弁いただきましたが、多いものについてはホースなどの資機材の調整を行うということだというふうに思っておりますが、人員もホースも資機材はそれぞれ理由があって、より速やかな消防体制をとると、火災の8分曲線などの議論もあったかと思っておりますが、こうした条件の下に積み込まれているというふうに考えているものですが、積み過ぎているから降ろすということが簡単に行われるのかどうかをお伺いしたいと思います。

もう1点ですが、十勝全域の消防広域の議論の中では、スケールメリットを最大限に活かす運営を行うと、このようにこれまでも議論されているわけですが、大きな資機材の入れ替えがあったかどうか、今の段階ではそれぞれの消防に気をつけなさいという通知を送るということで、実際にはこうした状況があったかどうかの調査も行われていないという状況ではないかと思っております。対策も対応も地域消防任せということでは決してないかと思っておりますが、この責任はどこが持つものなのか。広域消防としての責任になるのか、それぞれの消防としての責任になっていくのか、この点を3点目にお伺いしたいと思います。

○ 有城 正憲 議長 広川浩嗣消防局次長。

○ 広川 浩嗣 消防局次長

私の方から、過積載の関係なんですけれども、先程課長の方からも説明しましたけれども、車両の納車時から大き

な資機材の入れ替えがない車両が多いもので、過積載の問題はないと認識しているところであります。

また、今後の対応についてであります。近年の災害は多様化しておりまして、様々な資機材の積載が必要となっている状況であります。季節の要因や災害種別に応じた資機材を時季や災害態様ごとに載せ替えるなど、車両重量に大きな変更がないよう対応してまいりたいと考えているところであります。

また、資機材の更新などによりまして、車両重量の変更が必要となりました場合には、車検証の記載事項の変更をするほか、車両の設計時におきましては、艤装メーカーなどと積載資機材や車両重量について、十分に確認や調整を図りまして、引き続き適正管理を徹底してまいりたいと考えているところであります。

説明は以上でございます。

○ 有城 正憲 議長 37番杉野智美議員。

○ 37番 杉野 智美 議員

対策として車両重量に大きな変更がないように対応をしていくと、これはもちろん当然のことといたしますか、その上で必要な変更がある場合については、車検証などを改めていくと、記載内容の更新・変更を実施するという対応で当たりたいということなんですが、その基となる調査というのはやはり必要ではないかと考えます。対策を持つということはもちろん必要ですが、現状がどうなっているのかということやきちんとしていくということが、住民の安全・安心、そして隊員の安全を守るというためにも、まず行わなければいけないのではないかとこのように思います。

調査を行うべきと考えておりますが、お考えを伺って最後の質問といたします。

○ 有城 正憲 議長 宮野裕範消防局消防救助課長。

○ 宮野 裕範 消防局消防救助課長

過積載の問題に関しましては、先程も答弁しておりますけれども、通知を出したほかにもですね、各署の担当者とも状況を確認しまして、先程の答弁と重なりますけれども、大きな変更が必要なものに関しては対応することに関しまして、局の方で報告をいただきながら万全の対応を期していきたいと考えてございます。
説明は以上でございます。

○ 有城 正憲 議長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 有城 正憲 議長 ほかになければ、質疑を終わります。
これから、一括して討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 有城 正憲 議長 別になければ、討論を終わります。
これから、議案第11号から議案第13号までの3件について一括して採決を行います。
おはかりいたします。
議案第11号ほか2件については、いずれも原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 有城 正憲 議長 ご異議なしと認めますので、議案第11号ほか2件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○ 有城 正憲 議長 日程第9
議案第14号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてほか2件を一括して議題といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。
米沢則寿組合長、登壇願います。

- 米沢 則寿 組合長 議案第14号から議案第16号までの各案件につきまして、一括してご説明いたします。

これらの案件につきましては、当組合が構成団体となっております北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合及び北海道市町村職員退職手当組合におきまして、構成団体の脱退に伴い、規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議決を経ようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

- 有城 正憲 議長 これから、一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長 別になければ、質疑を終わります。
これから、一括して討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長 別になければ、討論を終わります。
これから、議案第14号から議案第16号までの3件について一括して採決を行います。

おはかりいたします。

議案第14号ほか2件については、いずれも原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長 ご異議なしと認めますので、議案第14号ほか2件は原案のとおり可決されました。
-

(19番寺林俊幸議員除斥)

- 有城 正憲 議長 日程第10
議案第17号、とかち広域消防事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

ただちに、提案理由の説明を求めます。

米沢則寿組合長、登壇願います。

- 米沢 則寿 組合長 議案第17号、とかち広域消防事務組合監査委員の選任につきましてご説明いたします。
- 本案は、監査委員、高瀬博文氏が、去る4月30日をもって任期満了となりましたので、その後任の委員として、幕別町議会から選出されております寺林俊幸氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により同意を得ようとするものであります。
- よろしくご同意賜りますようお願いいたします。
-

- 有城 正憲 議長 これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長 別になければ、質疑を終わります。
- これから、採決を行います。
- おはかりいたします。
- 議案第17号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長 ご異議なしと認めますので、議案第17号は同意することに決定いたしました。
-

(19番寺林俊幸議員着席)

- 有城 正憲 議長 日程第11
- 議案第18号、とかち広域消防事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。
- ただちに、提案理由の説明を求めます。
- 米沢則寿組合長、登壇願います。
-

- 米沢 則寿 組合長 議案第18号、とちち広域消防事務組合公平委員会委員の選任につきましてご説明いたします。

本案は、公平委員会委員、飯田芳一氏が、来る6月28日をもちまして任期満了となりますので、その後任の委員として再度同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同意を得ようとするものであります。よろしくご同意賜りますようお願いいたします。

-
- 有城 正憲 議長 これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長 別になければ、質疑を終わります。

これから、採決を行います。

おはかりいたします。

議案第18号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長 ご異議なしと認めますので、議案第18号は同意することに決定いたしました。

-
- 有城 正憲 議長 以上で本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして令和元年第2回とちち広域消防事務組合議会臨時会を閉会いたします。

————— 午前11時12分閉会 —————

本会議の次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長 山本 忠淑

議長 有城 正憲

議員 井脇 昌美

議員 吉田 敏男